

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年 2月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ウクライナ国復興に向けた民間セクター参画促進プロジェクト（ウクライナ国内の中小企業支援）（ファスト・トラック制度適用案件）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：ウクライナ国復興に向けた民間セクター参画促進プロジェクト（ウクライナ国内の中小企業支援）（ファスト・トラック制度適用案件）

調達管理番号：24a00971

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者で行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年2月5日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ウクライナ国復興に向けた民間セクター参画促進プロジェクト
(ウクライナ国内の中小企業支援) (ファスト・トラック制度適用案件)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年3月 ～ 2026年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

中東・欧州部 ウクライナ支援室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 2月 10日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 2月 10日 12時まで
3	質問への回答	2025年 2月 12日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年 2月 21日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。

6	評価結果の通知日	2025年 2月 27日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/TBBiNzhZZk>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくように

していただくようお願いいたします)。

- ⑤ 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案)がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)に

ついて第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトのアウトカム、アウトプット、主な調査項目に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- ▶ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	実行プログラム として現時点で考えうる内容と方向性	第4条（4）、（6）2）及び4）
2	対象となる優先産業分野及び中小企業の選定方法	第4条（6）1）
3	実行プログラム運営主体へのキャパシティ・ビルディング実施方法	第4条（5）3）

3. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待されるアウトプットを発現し、アウトカム達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

・ R/D 署名：2024年7月24日

第3条 実施方針及び留意事項

（1）本業務の範囲について

本業務は、ウクライナ経済省と JICA との間で 2024 年 7 月 24 日に締結された、ウクライナの復興に向けた民間セクター参画への支援に関する合意文書の枠組みで実施するものである。同文書では、ウクライナ政府に対する政策提言、パイロット事業実施の計画策定・準備及びウクライナ政府における体制強化が合意されており、本業務では、ウクライナ中小企業の日本・アジアをはじめとする外国市場への輸出競争力の強化及びウクライナ国内復興への効果的な参画に向けた政策提言と体制構築を主眼とする。

ウクライナ政府は、2024 年 8 月 30 日付閣僚会議令にて、「2027 年までの中小企業の復興、安定的発展及びデジタル・トランスフォーメーション戦略」（Strategy for the Recovery, Sustainable Development and Digital Transformation of Small and Medium-Sized Enterprises (SMEs) until 2027）（以下、「中小企業発展戦略」という）及び 2024-2027 年における同戦略の実施に向けた行動計画（Operational action plan for its implementation for 2024-2027）を承認している。

中小企業発展戦略では、以下の4点が主な目標とされている。

- ① ビジネス実施プロセスの回復と促進
- ② イノベーション開発、デジタル・トランスフォーメーション及びグリーン・トランジション
- ③ 人的資本及び企業の発展
- ④ 競争力強化及び輸出増加

なお、本業務では、上記のうち③人的資本及び企業の発展、④競争力強化及び輸出増加に関する中小企業発展戦略及び対応する行動計画をウクライナ政府が実行していくための支援を行う。

(2) 業務の実施（運営）体制

- 本業務の活動は、相手国実施機関（C/P）との綿密な連携と各産業で選出した中小企業各社との常時即応的なコミュニケーションを行い、実施期間全体を通じて継続的な人材育成の必要性があるため、現地事情に精通し随時現地語等を通じてタイムリーな連絡調整を行うことの出来る人員を配置することが望ましい。
- 受注者は、事業の進捗をモニタリングするため、主たる C/P である経済省と定期的に運営のための打合わせを行う。特に企業の選定においてはその妥当性と有効性についてウクライナ側と十分な認識のすり合わせを行う。
- 本事業は戦時下であるウクライナにおける調査であり、刻々と変わる戦争帰趨及び国際政治経済の影響を受けるウクライナ政府の政策流動性に柔軟に対応する必要がある。受注者は、プロジェクト全体の進捗、アウトプットの発現状況を常に把握し、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。

(3) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(4) 気候変動対策に資する計画

- 本事業では対象とならない。

(5) ジェンダー主流化・インクルーシブな開発を考慮した計画策定

本事業では対象とならない。【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」「ジェンダー対象外」
＜活動内容/分類理由＞本事業では、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するに至らなかったため。

(6) 収集資料・データの利用・公開に向けた対応

- 本プロジェクトで収集する資料・データについては、ウクライナ関係機関、同国への進出を検討している民間企業や支援を検討する日本国内関係団体、

他援助機関等の参考情報として、内容を整理した上で可能な範囲で外部公開することを予定している。

- データの取得に当たっては、文献や C/P への照会等を通じて相手国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。

（7） 発注者への事前説明

- 各種レポート等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・C/P に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・C/P との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受ける。

発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取る（必要に応じて打合簿を作成する）。

第4条 業務の内容

（1） 業務計画書の作成

- R/D 及び関連調査・関連事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討する。
- 共通仕様書に基づき業務計画書を作成し、発注者の承認を得る。
- 特に関連調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国関係者に検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データをリストアップし、業務計画書に反映する。

（2） インセプションレポートの作成／改定

- 業務計画書の内容を踏まえて、インセプションレポート（案）を作成し、その内容について発注者の承認を得る。

現地業務開始時に C/P を含む相手国政府関係機関にプロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について説明・議論し、必要に応じて内容の見直しを行い、C/P と合意する。

(3) ウクライナにおける中小企業支援に関する現状の把握及び分析

本業務は、ウクライナの復旧・復興にウクライナ国内の中小企業を幅広く参画させ、また戦後の経済成長の原動力とするべくこれら企業の輸出競争力を強化し、ひいては日本企業との民間レベルでのビジネス関係発展を促進するべく、ウクライナの中小企業発展戦略を実行するためのプログラム（以下、「実行プログラム」という）を設計するとともに、ウクライナ政府の自律的かつ持続的な中小企業支援へのコミットメントに向けた体制構築を支援し、政策提言を行う業務である。したがって、実行プログラムの内容をよりウクライナ側の実情に即した現実的かつ実効的なものとするため、以下の情報収集を行う。調査はウクライナ政府、JICA、JETRO、国連・世銀等を含む他ドナー作成の既存資料を確認の上、公開情報を利用しつつ、ウクライナ中央政府及び関連機関、地方行政府、国営企業、企業団体等からの資料提供及びインタビューを通じて実施する。また、他ドナーとの間では、各ドナーの現在の活動とその進捗に関する聞き取りを行ったうえで、連携の可能性について協議する。

- ① ウクライナ政府機関による中小企業支援及び輸出促進に関する取り組み、法令、戦略・ロードマップ等の計画、概況・実施状況、課題とその要因、また課題への対応状況
- ② ウクライナ政府各機関及び各部署の中小企業支援・輸出促進における管轄・分掌等の実施体制、現在の体制における課題とその対応策・対応状況
- ③ ウクライナの最新の経済動向、産業構造、労働市場、国内市場及び日本・アジアをはじめとする国外市場におけるウクライナ企業の活動状況とニーズ、ウクライナの中小企業・ビジネスの概況（一般情勢、輸出の現況及び推移、並びに、ウクライナ復旧・復興への参画状況、日本をはじめとするアジア系企業との協力状況など）等の基礎情報

(4) 実行プログラム骨子案の設計¹

過去・既存の類似政策からの教訓や国際的なベスト・プラクティスを活用し、実行プログラムの全体像と具体的な指標を含む骨子案を設計する。

(5) 実行プログラム運営体制の構築

1) 実行プログラム運営主体の特定

(3) ②において収集した情報及び(4)で設計した実行プログラム骨子案を基に、ウクライナ経済省及び／または関連機関から実行プログラムの運営主体とな

¹ ウクライナの中小企業発展戦略の実行プログラムとして現時点で考える内容と方向性については、企業診断の実施方法、企業人材に対するキャパシティ・ビルディングの実施方針等を含め特に提案いただきたい。

り得る機関及び部署を特定する。複数機関を巻き込むことが有効と考えられる場合はワーキング・グループを設置するなど、適切な運営体制をウクライナ経済省に提案・構築する。

2) 実行プログラム運営に向けたキャパシティ・ビルディング²

1) に関する JICA 及びウクライナ経済省との検討の結果を踏まえ、実行プログラムの運営を担うと想定されるウクライナ政府及び関連機関、並びに、要すれば外部機関の人員に対し、講義や実地指導、また下記(6)における個別企業への試行的支援への参加等を通じて、同プログラムの運営・執行に向けた体制構築に必要な人材育成を行う。

3) 実行プログラム運営体制の考案

1) 及び2) の活動を通じて、将来的なウクライナ側の体制改善の余地(例えば新規機関設立など)が認められる場合は、望ましい新規機関の組織構成や体制、移行計画等を考案し、JICA 及びウクライナ経済省に提案してフィードバックを求める。

(6) 優先産業分野における個別企業への実行プログラムの試行的実施支援

1) 対象企業の選定³

(3) において収集した情報及び(4) で設計した実行プログラム骨子案を基に、中小企業の輸出競争力強化及び国内復旧復興への参画における優先産業を特定し、JICA、ウクライナ政府及び関連機関との綿密な協議、また要すれば開発金融機関等とも相談の上、ウクライナの中小企業5~10社程度を試行的支援の対象(以下、「対象企業」という)として選定する。

2) 企業診断

対象企業の現状、また輸出競争力の強化や投資誘致、日本を含むアジア市場への進出等における課題を分析し、ウクライナ国内外の産業ごとの全体状況を勘案しつつ対象企業の企業診断を行う。

3) 2025-2026年計画(案)の策定支援

² 実行プログラムの運営主体となり得るウクライナ政府及び/または関連機関に対するキャパシティ・ビルディングの実施方法に関しては、そのアイデアを特に提案いただきたい。

³ ウクライナの中小企業発展戦略実行プログラム遂行の上で試行的支援の対象となる優先産業分野及び個別中小企業の選定方法については詳細に提案いただきたい。

2)における診断結果を基に、各対象企業に対して、輸出競争力の強化や投資誘致、日本を含むアジア市場への進出等に向けた2025-2026年の計画(案)の策定を支援する。

4) 輸出競争力強化及び復旧・復興への参画に向けたキャパシティ・ビルディング

2)における診断結果を基に、各対象企業に対して、講義や実地指導、コンサルテーション等を通じ、3)にて策定した経営計画(案)の実現に必要な能力強化を実施する。

(7) ウクライナ政府への提言

(5)と(6)の実施結果、また得られた教訓及び明らかになった課題等を反映した実行プログラム最終案を策定し、課題・教訓の解決策及び同プログラムのさらなる拡大と継続に関する提言と共に最終提言としてまとめる。

(8) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

- すべての調査成果、企業診断、キャパシティ・ビルディングの実施状況及び結果、並びに、提言について、助言を踏まえて修正した上で、C/Pに対する最終提言をドラフト・ファイナルレポートに取りまとめる。
- 取りまとめた最終提言を踏まえ、将来的なさらなる連携可能性について他ドナー等との協議を行う。
- C/Pに説明し、基本的了解を得る。
- ドラフト・ファイナルレポートの内容を簡潔に説明する発表資料を作成する。
- 発表資料はC/Pからのコメントを反映し修正し、将来の中小企業発展プログラム承認の場において、C/Pが活用することを視野に入れる。

(9) ファイナルレポートの作成

- ドラフト・ファイナルレポートに対する発注者やC/P等のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、発注者に提出する。

(10) 留意事項に関わる活動

- 第3条に記載の留意事項に対応するための業務を行う。

第5条 報告書等

1. 報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプションレポート (Ic/R)	業務開始後 15 日以内	英語	電子データ	
ドラフト・ファイナルレポート (DF/R)	業務開始時に発注者と協議し決定する	英語	電子データ	
ファイナルレポート (F/R)	契約履行期限末日	英語・日本語・ウクライナ語	電子データ、CD-R	CD-R : 5 部 (日・英・ウクライナ語による電子データを格納)

本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。

- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) インセプションレポート (Ic/R)

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)

- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 相手国実施機関便宜供与事項
- ⑨ その他必要事項

（3）ドラフトファイナルレポート（DF/R）

- ① 要約
- ② それまでの調査・分析、キャパシティ・ビルディング等の成果
- ③ 実行プログラム最終案
- ④ ウクライナ政府に対する政策・施策の提言

ファイナルレポート（F/R）

- ① 要約
- ② プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ③ 業務手法
- ④ 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- ⑤ 実施運営上の課題・工夫・教訓（人材育成・技術移転の工夫、運営体制等）
- ⑥ アウトカムの達成状況
- ⑦ ウクライナ政府に対する政策・施策の提言
- ⑧ 策定した計画の具現化に向けての提案

添付資料（添付資料は作成言語のままよい）

業務フローチャート

(ア)詳細活動実績

(イ)人員計画・実績（最終版）

(ウ)研修等（対ウクライナ政府）実施実績

(エ)研修等（対選定企業）実施実績

(オ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）

(カ)選定企業リスト及び各社概要

(キ)選定企業経営計画

(ク)実行プログラム最終案

(ケ)その他活動実績

2. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、再委託を想定していない⁴。

第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

⁴ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出する。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名：ウクライナ

案件名：（和名）ウクライナ復興に向けた民間セクター参画促進プロジェクト
（英名）The Project for enhancing private sector engagement for the reconstruction of Ukraine

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における民間セクター開発の現状・課題及び本事業の位置付け

2022年2月24日に開始されたロシア侵略以降、ウクライナはインフラ施設を中心に多大な被害を受け、莫大な経済的損失を被っている。ウクライナの復旧・復興支援ニーズは約4,862億ドルと膨大であり、復旧・復興には公的資金に加え、民間企業の巻き込みを始めとする民間セクター開発が不可欠とされている。民間セクター開発は、政府の税収増のみならず雇用機会も増やすことで、経済の活性化に不可欠な役割を果たし、今後10年で民間部門に対し約1,400億ドル（全体ニーズの約3分の1）の貢献が期待されている（世銀）。

ウクライナ政府は、民間セクター開発を優先度の高い復興5分野の一つとし、日本に対しても当該部門への支援や日本企業との戦略的パートナーシップへの期待を表している。他方、現在も戦争が継続しており、民間企業が期待される貢献を担うためには、ウクライナの国内事情に精通しているウクライナ企業とウクライナに資金的・技術的投資をもたらす海外企業を結び付けることが必要な状況である。また、ウクライナ政府は、資金動員の促進や復興プロジェクトのシングルパイプライン化を目指しており、効率性及びガバナンスの確保のため、戦後政策金融及び公共投資管理にかかる体制整備・能力強化の支援が必要である。

ロシアによる侵略以降、日本政府はウクライナに対し従来の財政支援（円借款）や無償資金協力事業等の支援を行っており、2024年2月には民間企業を巻き込んだ日本ウクライナ経済復興推進会議（以下、「本会議」とする）を開催した。本会議では日本とウクライナ両国組織によって56の協力文書が締結されたほか、日本として経済復興を進めることは未来への投資であると強調し、ウクライナの第一次産業から第三次産業に至る網羅的な経済発展を目指し、官民一体となって支援することを表明した。同時にJICAは、ウクライナの官民連携を促進する「Connecting with Ukraine ～日ウクライナパートナーシップの強化と共創～」（以下、「本イベント」とする）を開催し、スタートアップを始めとするウクライナ企業やウクライナへのビジネス進出に関心のある日本企業の交流や情報交換の場を提供した。本イベントにおいて、ウクライナの復興・復旧に資するビジネスの展開支援を目的とした「ウクライナ・ビジネス支援事業」の実施を公表し、公募・選考プロセスを経て2024年7月に対象企業を採択した。当該事業では、ウクライナや周辺国におけるニーズやビジネス環境を確認し、採択企業のビジネスプランの策定までを行う。

以上の背景を踏まえ、JICAは、日本企業等によるウクライナ復興事業への参画促進のため、実施中のビジネス支援事業の採択企業によるパイロット事業の実施、ウクライナ政府の投資環境改善に向けた能力強化、これらを踏まえたウクライナ政府への政策提言を行う。

(2)民間セクター開発に対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置付け
ウクライナに対して日本はロシアによる侵略以前より、経済安定化支援を重点分野としており、現在、民間連携支援を優先的事項の一つとして進めている。JICAとしてもウクライナ復旧・復興支援の重点4分野を設定し、その内一つが産業復興・輸出促進であり、本事業はその取り組みを促進させるものであることから、日本政府の政策及びJICAの協力量針と合致する。なお本調査の取組みにあたっては、既に日ウ民間企業の情報を有するJETRO、他省庁や地方自治体との連携・情報交換が必要となる。

(3) 他の援助機関の対応

米国はUSAIDを通じてウクライナ独立当初から長年、民間セクター開発を支援しており、WNISEF、Horizon Capital、U.Ventures、Eo Incubator等投資ファンド支援や技術協力など多岐にわたる。EUは、2009年に設立した東方パートナーシップの枠組みに基づくEU4Businessや2012年に設立したWest Balkan Enterprise Development and Innovation Facilityを通じ、同地域のスタートアップ企業及び中小零細企業に対する資金面での支援やアドバイザーサービスを行っている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、日本企業の提案事業のパイロット実施や本邦招へいによる日本の復興経験共有を通じて、ウクライナ政府の投資受け入れ体制の強化や投資環境改善等に向けた能力強化・政策提言を行い、ウクライナ復興に貢献する民間セクター参画促進に寄与する。

(2) 総事業費

19.94億円

(3) 事業実施期間

2024年8月～2026年3月を予定（計21カ月）

(4) 事業実施体制

ウクライナ経済省

(5) インプット（投入）

1) 日本側

①調査団員派遣（合計約 M/M）：（ビジネス化支援、投資促進、政策金融、公共投資管理）

②研修員受け入れ（投資促進、政策金融、公共投資管理）

③その他

2) ウクライナ国側

①パイロット事業対応含むカウンターパートの配置

②案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(6) 計画の対象（対象分野、対象規模等）

1) 対象分野：全分野

2) 対象エリア：ウクライナ全土

3) 人口：3,800 万人（2023 年：世界銀行）

4) 面積：60 万 3,700 平方キロメートル

(7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

本事業は実施中のウクライナ・ビジネス支援事業に採択された企業の提案製品やサービスのうち、ウクライナ政府のニーズと合致し、有望と判断されたものを用いてパイロット事業を行うため、ウクライナ・ビジネス支援事業のコンサルタント及び採択企業と密に連携する必要がある。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

特になし。

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

(ア) カテゴリ分類：C

(イ) カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」

（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

3) ジェンダー分類：ジェンダー対象外

【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」「ジェンダー対象外」
<活動内容/分類理由>本事業では、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するに至らなかったため。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) インパクト（事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標）
復興期・復興後の民間投資が確保され、ウクライナの復興事業や雇用促進において民間セクターが重要な役割を果たす。

(2) アウトカム

ウクライナの投資環境が改善し、日本企業を含む民間セクターによるウクライナ復興への参画が促進する。

(3) アウトプット

成果1：日本企業のビジネス進出の試行的なパイロット事業の実施

成果2：政策金融・公共投資管理に関する能力強化

成果3：ウクライナ復興への民間セクター参画を促進するための政策提言

(4) 調査項目

成果1：日本企業のビジネス進出に関する試行的なパイロット事業の実施

1-1. ウクライナ側と日本側の間で合意形成を支援し、合意されたパイロット事業を実施する。

- 1-2. パイロット事業の実施結果を評価し、提案企業の事業計画改善に生かす。
- 1-3. パイロット事業の実施を通じて得られた知識や経験を整理し、ウクライナの投資誘致政策やインフラを強化するためのフィードバックを提供する。

成果2：政策金融・公共投資管理に関する能力強化

- 2-1. ウクライナ政府等との協議を行いながら、中小企業育成を含む政策金融及び公共投資管理分野に関する現状を把握・整理し、専門知識と助言を提供する。
- 2-2. 本邦招へいを実施し、上記事業の強化・改善に役立つと思われる日本（地方含む）の知見や教訓を共有する。
- 2-3. 上記事業を通してウクライナにおける政策金融・公共投資管理に関わる課題を明らかに、その対応策についてウクライナ政府への提言を行う。

成果3：ウクライナ復興への民間セクター参画を促進するための政策提言

- 3-1. 成果 1、成果 2 の活動を通じて、民間セクターのウクライナ復興への参画に際しての課題や改善に向けた要望等、情報を収集する。
- 3-2. 日本政府機関や既にウクライナに進出する現地日系企業等の事業推進の経験等を通じて、日系企業誘致に有効と思われるノウハウについて情報を収集する。
- 3-3. ウクライナにおける既存の投資促進の枠組み活用を念頭に、パイロット事業を通じた知見の共有と改善策の提案を行う。
- 3-4. 成果 1、成果 2 の活動からのフィードバック及び 3-1 から 3-3 の活動結果も踏まえ、民間投資を含む民間セクターのウクライナ復興への参画促進のための政策提言をまとめる。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし

(2) 外部条件

- ウクライナの復旧・復興にかかる日本政府及び JICA の基本的な方針に大幅な変更が生じない。
- ウクライナ側カウンターパート職員の著しい不足や配置の大幅な遅延が生じない。
- 戦争やインフレの影響により、資機材費等が急激に高騰しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

JICAは投資促進分野の協力として投資促進政策の策定・実施、投資手続きの簡素化、投資促進能力・体制の強化などを技術協力プロジェクトや個別専門家の派遣などを実施してきた。本プロジェクトでも活動内で得た情報を踏まえ、先方政府に投資促進の知見を共有することから、実施済み案件の投資情報提供や各省庁間の調整、許認可手続き支援の各手法や内容について参考に、ウクライナの現状を把握しながら、現状に則した活動を検討する。

7. 評価結果

本事業は、ウクライナの復旧・復興において優先的事項とされる民間連携、民間セクター開発支援であり、日本政府の政策及びJICAの協力方向性に合致することから、支援する必要性は高い。本事業の実施を通じて、ウクライナへの投資環境改善や日本企業のビジネス進出促進に繋がれば、本二国間関係の強化や国際社会における日本のプレゼンス強化に寄与することから、本事業の実施を支援する意義は大きい。

8. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる基本指標

- ・ウクライナ政府による投資環境改善施策の実施状況
- ・ウクライナに事業を展開する日本企業の数

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始3カ月以内	ベースライン調査
事業完了時点	能力強化発現状況の確認
事業完了3年後	事後評価

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：開発途上国での中小企業振興に係る政策提言及び個別企業支援

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（1号）】

① 対象国及び類似地域：全途上国

② 語学能力：英語（ウクライナ語・ロシア語があればなお望ましい）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

当該事業は、案件開始直後から開始することとし、遅くとも2026年2月までに完了させることとする。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約66.51人月

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意することに加え、ウクライナ国内を活動の拠点とする現地人員を少なくとも1～2名以上組み入れること。

2) 渡航回数を目途 全6回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

本業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託は想定していません。

（4）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

なし

2) 公開資料

➤ 2027年までの中小企業の復興、安定的発展及びデジタル・トランスフォーメーション戦略（ウクライナ政府）（ウクライナ語）

<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/821-2024-%D1%80#n14>

➤ 2027年までの中小企業の復興、安定的発展及びデジタル・トランスフォーメーション戦略プレゼンテーション（ウクライナ政府）（ウクライナ語）

<https://me.gov.ua/view/78058a5d-4cbf-4eea-9724-c12aa8adda72>

➤ ウクライナ有力企業100（JETRO）

(2024年7月)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/ua/ukraine_monthly/UA100_202407.pdf

(2024年8月)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/ua/ukraine_monthly/UA100_202408_r2.pdf

(2024年9月)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/ua/ukraine_monthly/UA100_202409_r.pdf

(2024年10月)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/ua/ukraine_monthly/UA100_202410.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有 ウクライナ経済省
2	通訳の配置（英語⇄ウクライナ語）	無 現地人員を業務従事者として含めることを想定するため、通訳の配置は行いません。
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 本業務従事者がウクライナで JICA の業務を実施する際には、原則、JICA の安全対策措置にて渡航可能としている地域のみでの活動とする。JICA 本部、JICA ウクライナ事務所の指示に基づいて十分な安全対策を講じることとし、JICA ウクライナ事務所及び JICA 本部と常時連絡が取れる体制とする。
- 2) 1) のとおり安全管理については JICA と常時情報共有をする一方、まずは受注社が自社の責任として業務従事者に徹底した安全配慮を果たす義務を負い、合理的な範囲で取り得る安全対策を行うこと。その社の安全対策については契約前に JICA へ提出し、本業務にかかる安全管理体制については、必要経費を含めプロポーザルに記載すること。また、かかる安全対策経費に関

しては、見積りに含めず別途契約交渉時、契約時または契約期間内で詳細を確認し契約金額に含める。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。

（2）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（3）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上

限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

314,497,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

(4) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(5) 定額計上について

1	安全対策経費	第3章2.(6)安全管理	11,273,000円	戦争特約保険
---	--------	--------------	-------------	--------

(6) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(7) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算す

る場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(8) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(10) その他留意事項

- 1) 報酬は紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を上限とします。
- 2) 本邦等からウクライナへの渡航に関しては、以下のとおりとします。なお、ウクライナ国内を活動拠点とする現地人員に関してはこの限りではありません。

・ウクライナ国では JICA 指定ホテルに宿泊し、手配は JICA が行いますが、支払いは各自となります。宿泊費は全ての格付けにおいて、100 ユーロ/泊で計上してください。宿泊日数が 30 日超、60 日超の場合の逡減は不要です。

・ウクライナ迄の移動は、ポーランド（ワルシャワ）まで空路で入り、そこから陸路（車両）で国境の町（ヘウム/Chelm）まで移動。その後電車に乗り換えて鉄道移動。但し、ヘウムからの国際列車が満席の際は、プシェミシル（Przemysl）駅発着の国際列車を利用する場合があります。ポーランド・ウクライナ間の移動は JICA が手配・負担します。また、ワルシャワ空港若しくはヘウム駅で警護員が合流します。

・ウクライナへの渡航は1回につき3名迄を上限としますので、渡航日程は柔軟に対応できるようご検討ください。

・ウクライナ国内での移動の時に安全対策上必要となる防弾車と身辺警護員等は、JICA 側が契約先の民間警備会社に委託し、それに係る費用を負担するため、見積書に含める必要はありません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者/〇〇	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)